

始良家畜保健衛生所移転に端を発する、
市民生活に大きな影響を与える公有財産の取得処分に関する取扱いの改善を求める
陳 情 書



令和5年8月21日

霧島市議会議長 阿多己清 殿

陳情者 住所 霧島市牧園町高千穂

氏名 槐島義則

陳情事項

始良家畜保健衛生所移転に端を発する、市民生活に大きな影響を与える公有財産の取得処分に関する取扱いの改善を求める陳情書

陳情の理由・経緯等

令和4年（2022年）10月11日、鹿児島県と霧島市の間で締結された土地売買契約は、当該市有地に「始良家畜保健衛生所」の移転を目的とした契約行為であった。当該市有地は、霧島市民の財産であり、その用途については、市民の意向に沿ったものであると共に、特にその周辺で生活する地域住民の理解なくして進めるべきではないと考えるところである。

一方、行政手続きの簡素化や効率化は、間接的に、市民の利益に寄与するものと認識することから、「霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（以下、条例）」において、市有地の取得処分等に係る議決の要件を定め、要件を満たすものについて議会の議決に付すると定めていることも理解できるものである。

この度、処分された始良家畜保健衛生所の移転地としての当該市有地は、処分前の地目及び現況は「原野」であった。鹿児島県への払下げにあたり、決裁文書の持回りによる会議（霧島市公有財産取得処分等委員会持回り会議）では、近隣の過去の決定価格を参考に「1平米あたり300円」と価格決定されていることを確認している。

当該市有地の面積は10,768平米であるが、鹿児島県への払下げ価格は3,230,400円であり、条例第三条第一項の要件に該当しないことから、霧島市執行部は、霧島市議会の議決に付すことなく、鹿児島県に当該市有地の払下げをおこなった。

なお、条例第三条第一項に該当するには、処分しようとする市有地の処分価格と、土地面積のどちらも該当することを求めている内容であり、今回は、処分価格において要件を満たしていない状況であった。

しかし、今回処分した当該市有地の利用目的の重要性を鑑みれば、法令の規定にかかわらず、市議会に説明を行うべきだったと考える。また同時に、地域住民に対して事前説明があつてしかるべきであると考ええる。

今後、今回と同様に、市有地の処分により、市民生活に大きな影響を与える恐れがある場合であっても、条例の要件を満たさないかぎり、議会に知らされることなく、手続きが進められてしまう恐れがある。

したがって、市有地の土地評価額が低い場合でも、大規模市有地を処分する際は、その金額に関わらず議会の議決を経る内容に条例改正することや、市民に事前に説明を行うよう法令等で定めるよう改善を求めるものである。

また、議会の議決を経るタイミング次第では、追認の意味しかもたなくなるため、適切な時期に議会や市民に情報提供を行うことを重ねて要望する。

なお、今回の始良家畜保健衛生所移転の一連の混乱により、行政と地域住民の信頼関係は損なわれ、双方に大きな溝を生じさせた。このことは、今後の地域運営に負の影響を生み、損失は計り知れないものである。

今後二度と、同じような事態を招くことがないように、市民と共に歩む霧島市政を求めるとともに、霧島市のより良い発展を願うものである。